

○総務省訓令第13号

平成19年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

平成19年3月30日

総務大臣 菅 義偉

平成19年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成16年総務省訓令第23号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が平成19年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項（1）に掲げられた政策のうち、別表の政策（実績評価対象となる、平成18年度に実施した政策）欄に掲げる政策とする。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）を踏まえ、事業実施中である以下の「成果重視事業」については、実績評価方式により、個別に事業実施期間中における年度ごとの評価・検証を実施する。

- ・政府認証基盤最適化事業
- ・地方公共団体に対する調査・照会業務システムの整備
- ・電子契約システムの整備
- ・電気通信行政情報システムの最適化事業
- ・字幕番組・解説番組等の制作促進事業
- ・総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化
- ・統計調査等業務の最適化事業

(2) 評価の手続等

① 実績評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等はこの計画に基づき実績評価書の案（以下「実績評価書案」という。）を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官

房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は実績評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第4項(1)②の規定に基づき設定した指標等のできる限り正確な把握に努めるとともに、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された実績評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された実績評価書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項(1)④の規定に基づき審査を行うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課は、上記②の審査を行った実績評価書案について、基本計画第8章の規定に基づき大臣官房総括審議官(政策評価・広報担当)が別に定める方法により、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

④ 大臣官房政策評価広報課が上記③の学識経験者等の意見を聴取した後、総務省政策評価省内委員会における実績評価書案の決定等を経て、6月末を目途に実績評価書を公表するものとする。

⑤ 法第10条第2項の規定に基づき実績評価書とともに公表する要旨の作成及び公表は、上記①から④の手続きに準じて行うものとする。

(3) 実績評価書の様式等

実績評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

2 事後事業評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項(2)に規定した政策のうち、次に掲げる政策とする。

- ・総合的なワンストップサービスの整備
- ・タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発
- ・高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発
- ・情報通信システム整備促進事業
- ・インターネットのIPv6への移行の推進
- ・電波の安全性に関する調査、評価技術
- ・消防防災科学技術研究推進制度

(2) 評価の手續等

① 事後事業評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等は、この計画に基づき事後事業評価書の案(以下「事後事業評価書案」という。)を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、この事後事業評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項(1)④の規定に基づき審査を行

うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課が上記②の審査を行った後、事後事業評価書案の決定等を経て、6月末を目途に事後事業評価書を公表するものとする。

④ 法第10条第2項の規定に基づき事後事業評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①から③の手続きに準じて行うものとする。

(3) 事後事業評価書の様式等

事後事業評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

3 総合評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第3号に該当するものとして、平成18年度に引き続き基本計画第7章第2節第2項(2)に基づき選定した、次に掲げる政策とする。

「総務省の政策評価」

(評価の趣旨)

総務省政策評価基本計画の改定に当たり、これまで実施してきた政策評価を様々な角度から掘り下げて分析し、問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的な評価を行う。

(2) 評価の実施主体

本評価の実施主体は、大臣官房政策評価広報課とする。

(3) 具体的な評価の方法

基本計画に従い、大臣官房政策評価広報課が、政策所管部局等の協力を得て対象とする総務省の政策評価の実施状況を調査し、学識経験者等からの意見を活用し、及び現状と課題の分析を踏まえて、今後強化すべき事項や見直すべき事項等を中心に評価するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3第1項(1)関係)

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等			
1 行政 改革 の 推 進	(政策1) 社会経済情勢の 変化等に対応した行 政管理の実施等	毎年度の機構・定員等審査結果	17年度から21年度までの5年間で16年度末定員の10%以上を定員合理化(18年度から21年度までの間の合理化目標数を策定)	21年度 (16年度)	社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するためには、国の行政組織等の減量・効率化に向けた機構・定員等の審査、公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組を進めていくことが必要であることから、左記指標により評価するものである(左記目標・目標年度については右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	毎年度の機構・定員等審査の実施状況	17年度から21年度までの5年間で16年度末定員の10%以上を定員合理化(18年度から21年度までの間の合理化目標数を策定)	21年度	左記政策の目標達成への寄与の状況を示す左記指標の検証結果により、本施策の進行管理を行うもの。 上段の目標値については、「平成18年度以降の定員管理について」(平成17年10月4日閣議決定)に基づくもの。 また、下段の目標値については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づくもの。	332.034人(平成17年度末)	機構の新設・改正・廃止、定員の設置・増減・廃止等の審査			
		18年度から22年度までの5年間で1.5%以上の純減を確保(18年度から22年度までの5年間で5%以上の純減目標を策定)	22年度 (17年度)	(指標の現況) ○国の行政機関の定員 332.034人(平成17年度末) ○公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況	18年度から22年度までの5年間で1.5%以上の純減を確保(18年度から22年度までの5年間で5%以上の純減目標を策定)	22年度	(指標の現況) ○国の行政機関の定員 332.034人(平成17年度末)							
		公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況	前年比増	18年度	○公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況	国の行政組織等の減量・効率化								
		・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 ・情報公開率	100%	18年度	・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 42.9%(平成16年10月1日現在) ・情報公開率 88.1%(平成16年10月1日現在)									
		各種申合せの実施状況のフォローアップ結果		18年度	○各種申合せの実施状況のフォローアップ結果									
		・国所管法人の立入検査の実施状況 ・国所管法人のホームページ開設率	100%	18年度	・国所管法人の立入検査の実施状況 98.9%(平成13~15年度実績) ・国所管法人のホームページ開設率 76.5%(平成16年10月1日現在)									
				18年度		公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況のフォローアップ結果								
				18年度		・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 ・情報公開率	前年比増	18年度	左記政策の目標達成への寄与の状況を示す左記指標の検証結果により、本施策の進行管理を行うものである。これら指標の目標値・目標年度は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成8年9月20日閣議決定)及び「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)などを踏まえたものである。	18年度	公益法人概況調査 公益法人行政に従事する研修等の開催	公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況のフォローアップ	公益法人白書の作成・公表	
				18年度		各種申合せの実施状況のフォローアップ結果	100%	18年度						
				18年度		・国所管法人の立入検査の実施状況 ・国所管法人のホームページ開設率	100%	18年度						
				18年度		公益法人行政に従事する職員を対象とした研修等の開催状況と受講者の満足度	100%	18年度	(指標の現況) ○公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況のフォローアップ結果 ・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 42.9%(平成16年10月1日現在) ・情報公開率 88.1%(平成16年10月1日) ○各種申合せの実施状況のフォローアップ結果 ・国所管法人の立入検査の実施状況 98.9%(平成13~15年度実績) ・国所管法人のホームページ開設率 76.5%(平成16年10月1日現在) ○公益法人行政に従事する職員を対象とした研修等の開催状況と受講者の満足度(「非常に参考になった」または「参考になった」と回答した者の割合) 89.4%(平成16年度実施分)					
				18年度			100%	18年度						
				18年度			100%	18年度						
				18年度			100%	18年度						

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)				左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予算	制度	情報提供等	
1 行政改革の推進	(政策2) 地方行革の推進	各地方公共団体における集中改革プランの公表状況	100%	18年度	地方行革の推進については、各地方公共団体における平成17年度から5年間の具体的な取組を明示した集中改革プランの公表状況、新地方行革指針で要請している過去5年間の純減実績である4.6%以上の純減、定員管理や給与の適正化を推進するための住民の理解を得る取組、地方公営企業の経営健全化に向けての取組状況を示す指標により評価するものである(左記目標値については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	行政運営の質の向上	各地方公共団体における行政評価の導入率	100%	18年度	住民に対する説明責任の確保、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等行政運営の質の向上を図るためには、各地方公共団体において効果的・効率的に行政評価を活用することが重要であり、その取組状況を示す行政評価の導入を全団体で行うことを目標とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。			地方公共団体に対する助言
		地方公務員の総定員	平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で4.6%以上純減	22年度		行政運営の質の向上	各地方公共団体における行政評価の導入率	100%	18年度	(指標の現況) ○各地方公共団体における行政評価の導入状況(試行中を含む)(平成16年7月末現在) ・都道府県 98% ・政令市 100% ・中核市 94% ・特例市 95% ・市区 65% ・町村 11%			地方公共団体に対する助言
		地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況	100%	18年度		(指標の現況) ○地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況	地方公務員の総定員	平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で4.6%以上純減	22年度	新地方行革指針では、17.4.1~22.4.1の5年間に4.6%以上の純減を要請しており、この間の地方公務員の総数について、施策の指標とする。			地方公務員総数の公表
		各地方公営企業における経営計画の策定率	100%	20年度		○各地方公営企業における経営計画の策定率 13.0%(平成16年4月1日現在)	地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進	地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況	100%	18年度	地方公務員の定員・給与の適正化を推進するためには、住民等が理解しやすいように、インターネットを活用した公表を行うことが重要であり、早期にすべての団体で実施することが必要である。(指標の現況) ○地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況 一(平成17年度中にシステムを構築)	地方公務員法等	地方公共団体に対する助言
		地方公営企業の経営改善	100%	20年度		○各地方公営企業における経営計画の策定率 13.0%(平成16年4月1日現在)	地方公営企業の経営改善	各地方公営企業における経営計画の策定率	100%	20年度	地方公営企業の経営健全化や透明性の向上のためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、全地方公営企業において経営計画を策定することを目標とする。目標年度は、平成16年4月に発出した「地方公営企業の経営の総点検について(公営企業課長通知)」を踏まえた地方公営企業の検討・準備期間等を考慮し、平成20年度までとした。		
		土地開発公社の経営健全化の推進		平成17年に指定された経営健全化公社が5年以上保有する土地の簿価総額	土地開発公社の経営健全化の推進	▲2,600億円(15年度末比)	21年度	土地開発公社の経営健全化を進める上で重要である長期保有土地の処分の促進が、設立地方公共団体の策定した計画どおりに進展しているかを施策の進行管理のための指標及び目標とする。			地方財政措置等		
		地方公共団体が行う第三セクターの経営改善			地方公共団体が行う第三セクターの経営改善	地方公共団体における第三セクター経営点検評価体制の整備率	100%	20年度	経営環境等が各第三セクターで異なる中、経営改善を図るためには、出資者である地方公共団体(都道府県・指定都市)が経営の点検評価を行う体制を整備することが必要であり、20年度までにその体制を100%まで整備することを目標とする。目標年度は指針の改定を行った15年度から5年後の20年度とした。			地方公共団体に対する助言	

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標			左記指標にかかる目標値			目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		予 算	制 度	情報提供等															
1 行政改革の推進	(政策3) 政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底	各府省における評価の実施及び質の向上 ・総務省による政策評価制度の推進や総務省が行った客観性担保評価活動において明らかになった、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合等)	数値化等の割合の向上	18年度(17年度)	効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。また、効果的かつ効率的な行政の推進状況は、評価結果の政策への反映状況から把握できるものであり、(1)各府省における政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況、(2)総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況を本政策の指標として設定する。国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況によって判断されるものであることから、認識及び活用の状況を本政策の指標として設定する。 (指標の現況) ・目標の数値化等の割合の向上 平成16年度実績:56%	政策評価制度の推進	評価の実施及び質の向上の促進 ・実績評価方式における目標の数値化等の割合等 予算要求等政策への反映の促進状況 ・評価結果を政策に反映させる割合 ・予算制度改革の中での成果重視事業や政策群などにおける政策評価の活用推進 国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況 新分野における評価の実施の促進 ・規制の事前評価について、試行的な実施状況の把握・分析結果の取りまとめ状況、その結果に基づく早期の義務付けのための取組の状況	数値化等の割合の向上(対17年度比) 100% — 政策評価についての認識度の向上(対17年度比)	18年度 18年度 18年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。評価の実施及び質の向上については、目標の数値化等の割合等は、実績評価の基本的要件であり、その当面の割合の向上は、評価の質の向上を示す重要な要素であることから指標として設定する。また、予算要求等政策への反映については、(1)評価結果の政策への反映は、政策評価の推進による効果的・効率的な行政の推進の前提条件であること、(2)予算制度改革の中での政策評価の活用推進は、予算要求等政策の反映のために重要な取組であることから指標として設定する。また、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用については、政策評価フォーラムでのアンケート調査等による政策評価についての認識度の把握を通じ、国民への説明責任の状況を分析する。また、新分野における評価である規制の事前評価について、その実施の促進状況を指標として設定する。 (指標の現況) ・目標の数値化等の割合の向上 平成16年度実績:56% ・評価結果を政策に反映させる割合 平成16年度実績:100%	— — —	18年度	予 算 制 度 情報提供等	評価の実施及び質の向上、予算要求等政策への反映及び情報の公表に向けた各府省の取組状況の把握・分析、各府省に対する情報提供及び取組の奨励、調査研究 規制の事前評価の義務付けに向けた必要な措置 政策評価に関する統一研修の実施	国民に対する政策評価に関する広報活動				
		各府省における評価結果の予算要求等政策への反映 ・政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況 総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況 国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況	評価結果の関係府省における政策への反映 政策評価についての認識度の向上	18年度 18年度(17年度)	統一性・総合性確保評価 ・総務省が行った評価の結果の関係府省における政策への反映状況 客観性担保評価活動 ・審査結果等を踏まえた各府省の評価の実施状況及び質の向上の状況、審査指摘事項の各府省における改善状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合、目標期間の設定状況、目標達成度合いの判定方法の明確化状況、アウトカムに着目した指標の設定状況等)	評価結果の関係府省における政策への反映 数値化等の割合の向上(対17年度比)	18年度 18年度	統一性・総合性確保評価の実施 客観性担保評価活動の実施	統一性・総合性確保評価の実施 客観性担保評価活動の実施										
	(政策4) 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善	行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例 苦情あつせん案件の解決率及び解決状況	90%(見直し・改善事項数の割合) 90%(解決率)	18年度 18年度	行政制度・運営の改善を実現するためには、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省が行う行政評価・監視の実施により、各府省の業務の実施状況について、調査し、改善すべき事項を指摘するとともに、国の行政に関する苦情を広く受け付け、あつせん等を行うことが必要であることから、左記指標により評価するものである。左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 (指標の現況) ・行政評価・監視に係る見直し・改善事項数の割合 平成16年度実績:89.2%(勧告等から半年後)、95.4%(勧告等から1年半後) ・苦情あつせん案件の解決率 平成16年度実績:95.1%	行政評価・監視の実施 行政相談制度の推進	勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例 苦情・要望陳情案件の解決・処理率及び解決・処理状況 照会・対象業務外案件の処理率 行政相談委員意見が反映された行政運営の具体的な見直し・改善事例	90%(見直し・改善事項数の割合) 90%(苦情あつせん案件の解決率) 80%(苦情非あつせん案件の1か月以内処理率) 100%(要望陳情案件の1か月以内処理率) 100%(1週間以内処理率) —	18年度 18年度 18年度 18年度	左記目標値については、過去の実績等を勘案して設定したものである。 (指標の現況) ・行政評価・監視に係る見直し・改善事項数の割合 平成16年度実績:89.2%(勧告等から半年後)、95.4%(勧告等から1年半後) 苦情あつせん案件及び要望陳情案件については、あつせんを行わない又は至らない理由、単なる要望陳情に類する事案であつせんに適しない旨等を相談者に懇切かつ迅速に説明する必要があることから、その1か月以内の処理率及び処理状況を指標として設定する。 照会・対象業務外案件については、国・地方の行政関係情報について、また、行政関係事案でない旨を相談者に迅速に案内することが必要であることから、その1週間以内の処理率を指標として設定する。 (指標の現況) ・苦情あつせん案件の解決率 平成16年度実績:95.1% ・苦情非あつせん案件の1か月以内処理率 平成16年度実績:78.7% ・要望陳情案件の1か月以内処理率 平成16年度実績:94.8% ・照会・対象業務外案件の1週間以内処理率 平成16年度実績:97.7%	— — —	18年度	行政評価・監視の実施 管区局・事務所、行政相談委員等による相談の受付・処理、各種行政相談所の開設、行政苦情救済推進会議の運営	行政評価・監視の実施					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)				左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予算	制度	情報提供等		
1 行政改革の推進	(政策5) 行政の透明性の向上と信頼性の確保	行政機関情報公開法等の施行状況	—	18年度	行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、国・地方それぞれの側面から国民の権利、行政の在り方を定めた制度を整備し、情報公開等を推進していくことが必要であることから、国における制度の運用状況、地方における制度の整備状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	国の行政機関の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用	国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度の運用状況	—	各府省及び独立行政法人等における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。	情報公開推進費 個人情報保護推進費		施行状況の調査結果の公表		
		行政手続法の施行状況	—				国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度の運用状況	—						
		地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率	100%			18年度	行政手続制度の適正かつ円滑な運用	—	各府省における行政手続の運用状況	—	各府省における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。			施行状況の調査結果の公表
		地方公共団体の行政手続条例等制定率	100%			18年度	(指標の現況) ○地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率(平成17年4月1日現在) ・都道府県 100% ・市区町村 96.5% ○地方公共団体の行政手続条例等制定率(平成15年度末現在) ・都道府県 100% ・政令市 100% ・市区町村 99%	地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上	地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率	100%	18年度	地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上等には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保が必要であり、これらを全団体に制定することを目標とする。目標年度は、本政策の評価を開始してから5年とする。		

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等		
1 行政 改革 の 推 進	(政策6) 国家公務員の適正 な人事管理の推進	(参考となる指標)				各種啓発事業の受講者数等の経年推移 及び受講者の満足度 各種人事交流の実施状況 人材情報データベースの利用件数 女性国家公務員の採用の拡大状況等	満足度:100%	18年度	全政府的な人事管理施策の一環として、政府職員としての一体感の醸成、幅広い視野の育成等を図る機会を提供し、各府省の枠を超えた能力開発・啓発を図ることが求められ、また、行政課題に迅速かつ的確に対応するために外部からも多様な人材を得る必要があることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。	各種啓発事業・セミナー実施		各種人事交流状況の調査・公表 女性国家公務員の採用拡大状況等のフォローアップ結果の公表	
		※ 人事管理運営方針のフォローアップ結果	※	※ 本政策については、人事管理自体は各府省が行うため、具体的な指標や目標値を設定することは困難であることから、政府全体としての人事管理の取組状況等を示す「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。	—		—	22年度頃 (指標の現況) ○各種啓発事業の受講者数等の経年推移・受講者の満足度 約1,600人、満足度90%(平成16年度) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 680人 ・国から地方公共団体への出向者 1,661人 ・地方公共団体から国への出向者 1,692人 (平成16年8月15日現在) ・各府省間(他府省へ)の出向者 2,128人 (平成17年4月1日現在) ○人材情報データベースの利用件数 311件(平成16年度四半期平均) ○女性国家公務員の採用割合(平成17年度) ・国家公務員採用I種試験等 20.4% ・うち事務系区分(行政・法律・経済) 21.5% ・国家公務員採用II種試験等 25.9% ・国家公務員採用III種試験等 32.8%					
		※ 各種人事交流の実施状況	※	※ (指標の現況) ○各種人事交流の実施状況 ・民間から国への職員の受入数 680人 ・国から地方公共団体への出向者 1,661人 ・地方公共団体から国への出向者 1,692人 (平成16年8月15日現在) ・各府省間(他府省へ)の出向者 2,128人 (平成17年4月1日現在) ○女性国家公務員の採用割合(平成17年度) ・国家公務員採用I種試験等 20.4% ・うち事務系区分(行政・法律・経済) 21.5% ・国家公務員採用II種試験等 25.9% ・国家公務員採用III種試験等 32.8%	—		—						
※ 女性国家公務員の採用の拡大状況等	※	※	—	—									
		※ 国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況	※	※	公務における多様な人材の確保と活用	国家公務員採用I種試験の事務系区分(行政・法律・経済)につき30%程度	22年度頃						
		※ 退職準備プログラム等の導入状況	※	※		国家公務員の高齢対策と再就職の適正化	—	—	高齢社会の到来による高齢国家公務員の雇用の計画的推進、退職後の生活にスムーズに適応できるような支援、国家公務員の再就職状況の透明性の確保を図っていく必要があり、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。このうち、早期退職慣行の是正状況の目標値については、「早期退職慣行の是正について」(平成14年12月17日閣僚懇談会申合せ)に基づくものである。			国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進 再就職状況の公表等	
		※ 健康管理・安全管理施策の実施状況	※	※			平均勤奨退職年齢を3歳以上引上げ	20年度					
					参考度:80%		18年度						
					国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進	再就職状況の公表状況等	—	—					
						試行人材バンクの求人登録件数及び再就職成約件数	—	—					
						各府省の担当者に対する健康管理の講演会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合	参考度:90%	18年度	「国家公務員福利厚生基本計画」(平成3年3月20日内閣総理大臣決定)に基づき、職員の活力の維持、志気の高揚を図る必要があり、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。	カウンセラー講習会の実施		国家公務員健康週間の実施 国家公務員安全週間の実施	
					各府省の担当者に対する職場の安全管理の講演会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合	参考度:90%	18年度						
					各府省のカウンセラーに対する講習会参加者へのアンケートの結果、参考となるとした者の割合	参考度:90%	18年度						

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値					目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予算	制度	情報提供等		
2 分権型社会への着実な移行	(政策8) 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進	(参考となる指標)	地方公共団体の人事制度改革の状況(検討状況を含む)	※	分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進については、地方公務員の制度、人材育成等、地方公務員のあり方全般にかかわるものであり、一定の指標等により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公共団体の人事制度改革の状況、地方公務員総数の推移、ラスパイレス指数等について分析し、目標の達成状況の把握に努める。	分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立	地方公務員の人事制度改革の推進				分権型社会に向けた公務の能率的運営の推進の観点から、客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度改革を推進する。		地方公務員法等	地方公共団体に対する助言		
		地方公務員総数の推移、ラスパイレス指数	※	地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進(再掲)			地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況	100%	平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で4.6%以上純減	22年度 新地方行革指針では、17.4.1~22.4.1の5年間に4.6%以上の純減を要請しており、この間の地方公務員の総数について、施策の指標とする。	地方公務員法等	地方公務員総数、ラスパイレス指数の公表 地方公共団体に対する助言				
		各地方公共団体における人材育成基本方針策定率	※	(指標の現況) ○地方公務員総数 304万2,122人(平成17年4月1日現在) ○ラスパイレス指数 98.0(平成17年4月1日現在) ○各地方公共団体における人材育成基本方針策定率 40%(平成17年4月1日現在)			地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況	100%	18年度 地方公務員の定員・給与の適正化を推進するためには、住民等が理解しやすいように、インターネットを活用した公表を行うことが重要であり、早期にすべての団体に実施することが必要である。 (指標の現況) ○地方公共団体の給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況 - (平成17年度中にシステムを構築)							
地方行政を担う人材の育成・確保	各地方公共団体における人材育成基本方針策定率	100%	20年度	各地方公共団体が地域の将来像と行政のあり方などを踏まえて、人材育成の目的及びこれからの時代に求められる職員像を明らかにすることが重要であり、人材育成基本方針の策定を全団体で行うことを目標とする。目標年度は市町村合併等の動きを考慮し、平成20年度とした。 (指標の現況) ○各地方公共団体における人材育成基本方針策定率 40%(平成17年4月1日現在)	地方公共団体に対する助言											
(政策9) 地方財源の確保及び地方財政健全化	(参考となる指標)	地方財政計画による地方財源の確保の状況	※	地方財源の確保及び地方財政の健全化については、地方財政制度に関わるものであり、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の低迷、恒久的な減税に伴う影響、累次の景気対策等による公債費の急増等様々な要素があることから、一定の指標等により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、当該政策に関する主要な情報を総合的に勘案して、目標の達成状況の把握に努める。	地方財源の確保等	地方財源の所要額の確保状況	所要額の確保	毎年度	住民生活に密着する行政を担う地方公共団体の活動に必要な財源を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とするものである。	地方財政計画の策定 地方債計画の策定	地方財政白書の作成・公表					
	一般財源比率	※	地方債資金の所要額の確保状況			100%						毎年度	市町村の策定した公債費負担適正化計画の完了により、当該市町村の公債費負担の適正化が図られたと考えられることから、当該計画の目標年度に計画が完了した市町村の割合により本施策の進行管理を行うものである。 (指標の現況) ○公債費負担適正化計画を策定した市町村の計画完了割合 100%(平成17年度)			
地方債依存度	※	地方債計画における地方債資金の確保状況	※	(指標の現況) 地方財政計画による地方財源の確保の状況 ○地方財政計画の規模 平成17年度 83兆7,687億円 ○一般財源比率 平成17年度 63.8% ○地方債依存度 平成17年度 10.8% ○借入金残高 平成17年度 205兆円 ○地方債計画の規模 平成17年度 15兆5,366億円	地方公共団体の公債費負担の適正化	公債費負担適正化計画を策定した市町村の計画完了の割合	100%	毎年度	地方公共団体に対する助言							
借入金残高	※															

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)				
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予算	制度	情報提供等				
3 電子政府・電子自治体の推進	(政策12) 利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値・目標年度については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。 (指標の現況) ○電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数) 約2,400万件(平成16年度末現在) ○行政手続のオンライン利用件数 5,132件(平成16年度末現在)	オンライン利用促進のための行動計画の推進	各府省の推進状況のフォローアップ	20年度	電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革への取組の状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用件数などの指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はモデル事業に係る目標や「電子政府構築計画」(2004年(平成16年)6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定―一部改定―)、「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)及び業務・システム最適化計画に基づくものである。	行政情報の総合利用の推進に必要な経費	オンライン利用促進のための行動計画及び業務・システム最適化計画の推進	オンライン利用の普及啓発			
		申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	対17年度2割増加	18年度(17年度)		職員等利用者認証業務・システムの最適化	最適化計画策定	18年度					人事・給与関係業務情報システムの導入完了府等等数	19年度	人事・給与関係業務情報システムの整備
		電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	3,000万件(平成15年度アクセス件数の10倍)	18年度(15年度)		文書管理業務・システムの最適化	最適化計画策定	18年度					行政手続のオンライン利用件数	対前年度2割増加	18年度(17年度)
		業務・システムの最適化計画の推進	—	—		府省認証局の集約達成率	100%	20年度	政府認証基盤最適化事業に必要な経費						
		人事・給与関係業務情報システムの導入完了府等等数	全府省等	19年度		人事・給与関係業務情報システムの導入完了府等等数	全府省等	19年度	人事・給与関係業務情報システムの整備						
		行政手続のオンライン利用件数	対前年度2割増加	18年度(17年度)		電子契約システム等の構築による民間側の契約担当者の契約所要時間縮減	40%縮減	20年度	電子契約システムの構築のためのシステム設計						
		都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	20年度		行政手続のオンライン利用件数	対前年度2割増加	18年度	左記施策の目標達成への貢献の状況を示す左記指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値は、「e-Japan重点計画―2004」(平成16年6月15日IT戦略本部決定)、「電子政府構築計画」(平成16年6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定―一部改定―)及び「オンライン利用促進のための行動計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)を踏まえ設定したものである。	新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等	総務省の行政手続のオンライン化	インターネットによる情報提供			
		市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度		オンライン利用促進のための行動計画の推進(オンライン利用促進対象手続のオンライン利用率) ・無線局免許申請 ・無線局再免許申請 ・行政相談の申出	30% 20% —	20年度 20年度	総合無線局監視システムの電子申請機能等の高度化に必要な経費						
						電子決裁率	対前年度比増	18年度	(指標の現況) ○行政手続のオンライン利用件数 5,132件(平成16年度) ○オンライン利用促進のための行動計画の推進(申出等手続のオンライン利用率) ・無線局免許申請 15.1%(平成17年度) ・無線局再免許申請 6.6%(平成17年度) ・行政相談の申出 1.4%(平成17年度) ○電子決裁率 53.5%(平成16年度) ○インターネットによる情報提供容量 296.436MB(平成16年度)						
						インターネットによる情報提供容量	提供容量の増加(対前年度比)	18年度							
						地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	電子自治体の推進による住民の利便性・サービスの向上への取組の状況を示す、地方公共団体に対する申請・届出等手続によるオンライン利用率及び地方公共団体における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率の指標により本施策の進行管理を行うものである。目標年度はIT新改革戦略による2008年度及び2010年度とする。	電子自治体推進経費		住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証サービスの普及啓発等			
						都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	20年度							
						市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度							

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予算	制度	情報提供等
4 「J a p a n 政 策」 の 推 進	(政策13) 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	—	22年度	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現状況は、ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況及び電気通信事業の各市場における競争の進展状況を示す左記指標により表されるものである。なお、22年度までのブロードバンド・ゼロ地域の解消は「IT新改革戦略」(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)において目標とされているところ。 (指標の現況) ○ブロードバンド・ゼロ地域の世帯数の割合(ブロードバンド・サービスが全く提供されていない世帯の割合) 7%(345万世帯)(平成16年度末) ○電気通信事業者数の推移 13,726社(平成18年3月1日現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 ・市内電話料金(3分間平日昼間):平成18年3月1日 NCC 6.8円 ・市外電話料金(東京一大阪間、3分間平日昼間):平成18年3月1日 NCC 20円 ・国際電話料金(日米間、3分間平日昼間):平成18年3月1日 NCC 45円 ・固定電話発着電話着料金(3分間平日昼間):平成18年3月1日 NCC、NTTコミュニケーションズ他 54円	ブロードバンド・ゼロ地域の解消 研究開発等の状況	— 研究開発等の実施	22年度 21年度	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況及びIPバックボーン(基幹中継網)の強化に係る研究開発等の状況により本施策の進行管理を行うもの。 (指標の現況) ○ブロードバンド・ゼロ地域の世帯数の割合(ブロードバンド・サービスが全く提供されていない世帯の割合) 7%(345万世帯)(平成16年度末)	電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成制度の拡充 次世代バックボーンに関する研究開発	電気通信基盤充実臨時措置法の延長	財政投融资、税制	
		電気通信事業者数の推移	—			光ファイバ等のブロードバンドの全国整備	IPV6の普及促進	IPV6利用状況 実証実験等の状況	平成18年度と比較した我が国のIPV6アドレス割当組織数等の増加 21年度	本政策の実現に貢献するIPV6利用普及促進の状況を評価するには、我が国のIPV6アドレス割当組織数等の増加により把握することが有効であるとともに、セキュリティ強化による利用促進の観点から実証実験等の状況を把握することが重要であることから、本指標により本施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○我が国のIPV6アドレス割当組織数 86(平成18年3月末現在)	IPV6Iによるユビキタス環境構築に向けたセキュリティ確保に関する実証実験	国際会議、税制等	
		電気通信サービスの料金の低廉化の状況	—			電気通信事業者数の推移 ブロードバンド契約数等の推移 電気通信サービスの料金の低廉化の状況 競争評価の実施状況 IP電話の指定数	毎月把握 毎四半期把握 毎年把握 毎年1回以上 毎年把握	毎年度 毎年度 毎年度 毎年度 毎年度	電気通信事業の各市場における競争の進展状況は、左記指標を適切に組み合わせることにより把握することが可能であり、更に特定の分野については詳細な競争評価を毎年1回行うことにより政策の達成度を評価することが可能。 (指標の現況) ○電気通信事業者数の推移: 13,726社(平成18年3月1日現在) ○ブロードバンド契約数等の推移 2,237万契約(平成17年12月末現在) ○電気通信サービスの料金の低廉化の状況 ・市内電話料金(3分間平日昼間):平成18年3月1日 NCC 6.8円 ・市外電話料金(東京一大阪間、3分間平日昼間):平成18年3月1日 NCC 20円 ・国際電話料金(日米間、3分間平日昼間):平成18年3月1日 NCC 45円 ・固定電話発着電話着料金(3分間平日昼間):平成18年3月1日 NCC、NTTコミュニケーションズ他 54円 ・IP電話の指定数(平成17年3月末050IP電話1,806万番号)	調査研究の実施 電気通信サービスに関する電子情報公開システムの維持・運用	電気通信事業法令の整備 各種ガイドライン等の整備 競争評価の実施	事業者等へのヒアリング 事業者等への周知 国際会議等	

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予算	制度	情報提供等		
4 「 J a p a n 政 策 」 の 推 進	(政策14) 高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現	携帯端末向け放送のサービス状況	実用化	20年度	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現状況は、地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの開発状況、放送のデジタル化完全移行後の次世代放送システムの技術課題の明確化、難視聴解消による情報格差の是正状況等により表されるものであり、これらの施策について設定した指標及び目標値によるものである。 また、BSデジタル放送受信世帯数及びCSデジタル放送視聴契約者数については、国が目標を設定するという内容になじまないものである。	携帯端末向け放送のサービス状況	実用化	20年度	地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの利活用の推進のため、携帯端末向け放送、サーバー型放送、電波遮蔽空間での放送、通信インフラを利用した放送及び高度なデータ放送のサービスの実用化の進捗により、本施策の進行管理をするものである。	地上デジタル放送 公共アプリケーション ンパイロット事業			
		サーバー型放送のサービス状況	実用化	20年度		サーバー型放送のサービス状況	実用化	20年度					
		通信インフラを利用した放送のサービス状況	実用化	20年度		通信インフラを利用した放送のサービス状況	実用化	20年度					
		高度なデータ放送のサービスの状況	実用化	20年度		高度なデータ放送のサービスの状況	実用化	20年度					
		高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく税証明認定件数等	110件程度	18年度		高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく税証明申請件数等	110件程度	18年度					
		地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数	約4,800万世帯	22年度		地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数	約4,800万世帯	22年度					
		アナログ周波数変更対策の実施	〃	22年度		アナログ周波数変更対策の実施	〃	22年度					
BSデジタル放送受信世帯数 CSデジタル放送視聴契約者数	—	—	〇地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数 約2,840万世帯(平成17年12月1日現在) 〇BSデジタル放送の視聴世帯数 約1,082万世帯(平成17年12月末現在)	—	—								
ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	約2,300万世帯	22年度	〇CSデジタル放送の視聴契約者数 約444.7万件(平成17年11月末現在)	—	—								
難視聴解消世帯数	1,000世帯	18年度	〇ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数 約1,280万世帯(平成18年3月末現在)	—	—								
概要及び実現年度が明確化された次世代放送システムの技術課題	課題のリスト化	18年度											
				地上放送のデジタル化の推進	地上放送のデジタル化の推進								
				衛星デジタル放送の普及	衛星デジタル放送の普及								
				国際放送の推進	国際放送の推進								
				ケーブルテレビの普及・高度化	ケーブルテレビの普及・高度化								
				民放テレビの難視聴等の解消	民放テレビの難視聴等の解消								
				デジタル放送技術等に関する調査研究等	デジタル放送技術等に関する調査研究等								

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)				
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方		予 算	制 度	情報提供等		
4 「J a p a n 政 策」 の 推 進	(政策15) 社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進	地域公共ネットワークの全国整備率	100%	22年度	社会・経済のICT化の推進及びICT利活用の促進の実現の状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、これら施策について設定した指標及び目標値のうち、特に国民や企業、社会にとって政策に関わる状況がどのようにあるかを示す左記の指標及び目標値によるものである。 (指標の現況) ○地域公共ネットワークの全国整備率 71.6% (1,735地方公共団体) (平成17年7月現在) ○適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合 6.1% (平成14年)	地域の情報化の推進	地域公共ネットワークの全国整備率	100%	22年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、IT新改革戦略に基づくものである。	地域イントラネット基盤施設整備事業等 地域情報通信基盤整備推進交付金			財政投融资、税制	
		情報通信利用の適正化、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況 ・「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発	国民のための情報セキュリティサイトの運営	18年度			沖繩国際情報特区構想の実現	沖繩に進出した情報通信関連企業数などの企業集積状況	対前年度比増	22年度までの各年度	沖繩経済振興21世紀プランで提言された沖繩国際情報特区構想の推進方策のうち、国内外の情報通信関連企業、研究機関等の誘致促進・集積・育成の方策により、国民にとって施策に関わる状況がどのようにあるかを表す「沖繩に進出した情報通信関連企業の集積状況」といった主な指標によるものが適当である。また、目標年度についても同構想の計画最終年度とする。	IT産業等集積基盤整備事業等 沖繩振興特別措置法 沖繩振興計画			情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区(税制措置)
		電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立	セキュリティ品質評価手法の確立	18年度							社会・経済のICT化の推進及びICT利活用の促進への貢献状況を示すコンテンツの流通を促進するため、実証実験の状況の指標により本施策の進行管理をするものである。目標値は「知的財産推進計画2005」に基づくものである。	ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証			
		ポットネットによるサイバー攻撃への対処 研修受講者数 ベンチャー企業に対する助成の成果(事業化率) 適正な就業環境下でのテレワーカーが就業人口に占める割合	ポットネットに対処する総合的な枠組みの構築 13,000人(平成16年度～平成19年度まで)概ね70% 20%	22年度											
		コンテンツの流通促進	実証実験の状況	システムの実証	18年度										
		電子商取引の普及発展	電子商取引市場の規模 電子署名及び認証業務の普及状況 ・認定認証業務に係る電子証明書の枚数 ・国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況	17年度比倍増 30万枚以上 講演活動の実施4回以上	22年度 22年度 18年度				政策目標の実現への貢献の状況を①電子商取引市場の規模、②電子署名及び認証業務の普及状況により本施策の進行管理をするものである。電子商取引市場の規模に係る目標値は、u-Japan政策パッケージ工程表によるものである。 (指標の現況) ○電子商取引市場の規模 B2B:77兆円、B2C4.4兆円(平成15年) ○認定認証業務に係る電子証明書の枚数 約12万枚(平成16年度末) ○国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況 講演会の実施6回(平成17年度予定)	高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発 認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究	電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用		財政投融资(電子商取引関連情報処理・通信システム整備事業) 電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動		
		情報通信利用の適正化、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況 ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律等に基づく措置状況 ・特定無線設備等による混信等の未然防止等 ・「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情報セキュリティに関する知識や対策方法の普及啓発 ・ポットネットに対処する総合的な枠組みの構築 ・サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化 ・研究開発等状況 電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価手法の確立	研究開発等の状況の公表等 基準不適合機器の市場における流通実態の調査等の実施 国民のための情報セキュリティサイトの運営 ポットネットに対処する総合的な枠組みの構築 緊急対応体制の強化 研究開発等の実施 セキュリティ品質評価手法の確立	18年度 18年度 18年度 22年度 20年度 21年度 18年度				政策目標の実現への貢献の状況を「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づく措置状況、国民に向けた情報セキュリティ普及啓発、ポットネット等によるサイバー攻撃等に対処するための総合的な枠組みの構築及び緊急対応体制の強化、経路ハイジャックへの対応技術の研究開発等の状況、電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立、技術基準不適合設備に関する実態調査等の指標により、本施策の進行管理をするものである。なお、目標値は特定電子メール法第13条や各システムの運用想定時期等により設定している。	特定電子メール等送信適正化業務委託その他の消費者支援策の推進 国民一般に向けた継続的な情報セキュリティ普及・啓発活動 インターネット上のサイバー攻撃への総合的・実戦的な対処の推進 経路ハイジャックの検知・回復・予防に関する研究開発 電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質評価尺度に係る調査研究 特定無線設備等に係る市場調査の実施	関係法令等の整備	苦情相談の対応 税制 電気通信事業者、国民への情報提供 情報セキュリティ対策の検討 国際標準化活動への寄与				

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)				
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)				左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等		
4 「 u - J a p a n 政 策 」 の 推 進	(政策15) 続き 社会・経済のICT化 の推進及び安心・ 安全な利用環境の 整備等によるICT 利活用の促進						情報通信分野 の人材育成	研修受講者数	13,000人 (平成16年度～平成19年 度まで)	19年度	情報通信分野の人材育成への貢献の状況を示す研修受講者数の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○研修受講者数 平成13年度から平成16年度まで14,674人を対象に研修を実施	情報通信人材研修 事業支援事業 高度情報通信人材 育成プログラムに関 する調査・開発			
							情報通信ニュー ビジネスの振興	ベンチャー企業に対する助成の成果(事 業化率)	概ね70%	18年度	ICT利活用の促進に係る貢献度を示す、国民の 多様なニーズに対応する情報通信を利用した ニュービジネス創出の状況を把握することによ り、情報通信ニュービジネスの振興施策の進行 管理をするものである。	ベンチャー企業への 助成等			ベンチャー企業 への情報提供 財政投融资、税 制
							情報バリアフ リー環境の整備	字幕付与可能な総放送時間に占める字 幕放送時間の割合	100%	19年度	情報バリアフリー環境の整備の実現への貢献の 状況を示す字幕付与可能な総放送時間に占める 字幕放送時間の割合の状況により本施策の進行 管理を行うものである。 目標値については、平成19年までに字幕付与可 能な放送番組全てに字幕を付与することを目途 とした「字幕放送の普及目標」を行政の指針とし て策定し取組みを推進しており、e-Japan重点計 画～2004(平成16年6月)にも定められているもの である。	字幕番組・解説番組 等の制作促進事業 身体障害者向け通 信・放送役務提供・ 開発推進助成事業 等			国民、地方公共 団体、NPO、民 間企業等への情 報提供 情報バリアフ リーに関する検 討
							ICTの高度な利 活用の推進	・適正な就業環境の下でのテレワーカー が就業者人口に占める割合	20%	22年度	◆テレワーク・SOHOの推進への貢献の状況を 示す、適正な就業環境の下でのテレワーカーが 就業者人口に占める割合の状況により、本施策 の進行管理をするものである。目標値は、e- Japan戦略Ⅱに基づくものである。 (指標の現況) ○適正な就業環境下でのテレワーカーが就 業者人口に占める割合 6.1%(平成14年)	テレワーク・SOHO の推進のための施 策の実施			国民、民間企業 等への情報提供 テレワーク・SO HOの推進に関 する検討

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)				左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予算	制度	情報提供等	
4 「 J a p a n 政 策 」 の 推 進	(政策16) 世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進	超高速インターネット衛星の研究開発等の状況	実用化	22年度	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への実現の度合いは、その主要分野である新たな電波利用システムの導入の実現状況及び電波利用環境の整備の施策の実現状況により表されるものであり、これらの施策について設定した指標等により評価を行うものである。 (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 61,770人 (平成15年度～16年度)	超高速インターネット衛星の研究開発等の状況	実用化	22年度	情報通信分野における我が国の国際競争力を確保する上で、我が国のITS情報通信技術の諸外国への普及等、国際展開を図ることが重要な課題となっており、e-Japan重点計画-2004に基づくものである。	ギガビット衛星通信システムに関する国際共同研究	電波法令の整備	免許人等への情報提供	
		ITS情報通信技術に係るITUでの標準化の状況	国際標準化	21年度		ITS情報通信技術に係るITUでの標準化の状況	国際標準化	21年度					ITS情報通信技術の国際展開に関する調査研究
		過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	20万人	20年度 (17年度)		新たな電波利用システムの導入							
						電波の利用状況の調査・公表・評価の実施状況	3年を周期として周波数帯を3区分して区分ごとに実施 ①770MHz以下 ②770MHzを超え3.4GHz以下 ③3.4GHzを超えるもの	18年度 (③を実施)	電波の実際の利用状況を調査し、評価を行うことにより、電波の有効利用の推進を図るとともに、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分の実現等に資するものである。	電波の利用状況の調査・公表・評価のより一層の円滑化 電波資源拡大のための研究開発		無線局に関する情報の提供 電波の利用状況の調査・公表・評価	
						電波監視施設の既整備地域での施設更新及び性能向上 技術基準の策定等への成果の活用状況	実現 成果の活用	19年度 21年度	電波利用の適正化・効率化による電波の有効利用及び安心して安全な電波利用環境の整備の状況を示す左記の各指標及び目標により施策の推進を図る。	電波監視施設の整備・維持運用 周波数逼迫対策に係る技術試験事務		電波の安全性に関する調査等	
						電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備	— 各地方局2回程度	18年度 18年度					
						電波利用環境の整備	20万人(対平成17年度比) 概ね5000台/日以上の直轄国道、高速道路及び一般有料道路のトンネル90%以上	20年度	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標等の状況により本施策の進行管理をするものである。 (指標の現況) ○過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数 61,770人(平成15年度～16年度) ○過疎地域等における携帯電話のエリア外の人口 約50万人(平成16年度末現在) ○概ね5000台/日以上の直轄国道、高速道路及び一般有料道路のトンネルの整備率77%(平成16年度末)	移動通信用鉄塔施設整備事業 無線システム普及支援事業 電波遮へい対策事業			

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予算	制度	情報提供等		
4 「J」政策」の推進	(政策17) ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進	論文数	前年度以上	18年度	本政策の目標達成状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、各施策の指標のうち、それぞれの活動の成果による政策目標の実現の状況を表す数値的指標として左記の指標及び目標により評価するものである。 (参考:16年度) ○ITU、IETF等における標準提案 31件	論文数	前年度以上	18年度	研究開発を推進する活動の成果を総合的かつ客観的に表す数値的指標並びに研究開発成果を適切に把握するための活動に関する業務指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。	重点的研究資金制度による研究開発課題			
		ITU、IETF等における標準提案の件数	20件程度	18年度		80%	18年度						
		情報通信分野における重点領域の研究開発の推進	外部評価の実施回数	2回以上		18年度							
						論文数	前年度以上	18年度	研究開発を推進する活動の成果を総合的かつ客観的に表す数値的指標並びに研究開発成果を適切に把握するための活動に関する業務指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。	競争的研究資金制度による研究開発課題			
						専門家による評価において成果ありと評価される割合	80%	18年度					
						外部評価の実施回数	2回以上	18年度					
						国際的な連携に係る会合の開催	1回以上	18年度	国際共同研究開発等を推進する活動の成果を表す数値的指標及び目標並びに国際標準化機関等に対する活動の成果を表す数値的指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。	情報通信分野における標準化活動の強化			
						ITU、IETF等における標準提案の件数	20件程度	18年度	(参考:16年度) ○国際的な連携に係る会合の開催 4回 ○ITU、IETF等における標準提案 31件	国際的次世代情報通信網共同研究の推進			
										情報通信ネットワークのセキュリティ評価等に関する調査研究			
										競争的研究資金制度による研究開発課題(国際技術獲得型)等			
	(政策18) グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献	二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等	10か国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進	20年度	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現のためには、定期協議、政策対話等を通じた我が国情報通信行政の国際理解の推進や二国間における課題の解決等を図ることが重要である。そのため、我が国情報通信行政に対する国際理解や課題解決の推進状況等を指標として設定した。さらに課題解決の具体的な状況を図る指標・目標としてアジア・ブロードバンド計画の推進状況を設定した。	二国間定期協議、政策対話の実施状況と成果及び情報通信に関する意見交換の実施状況等	1回以上	18年度	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献状況を示す我が国の情報通信行政の国際理解の推進等の状況、研究開発実証実験の効果を測定する左記指標等を設定し、本施策の進行管理をするものである。	電気通信に関する国際政策協議の開催	二国間における協議等		
		アジア・ブロードバンド計画の推進状況	アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現	22年度		国際機関等における会議への参画状況と成果及び情報通信分野に関する意見交換の実施状況等	1回以上	18年度		国際政策協議の開催	国際機関等への拠出金の支出等	国際機関等における協議等	
						国際共同研究開発及び共同実験の実施状況	ユビキタスプラットフォーム技術の研究開発の進捗状況及び国際共同実験の進捗状況とシステム等の整備	19年度		国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験	アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発		
						ICT分野における研修やセミナー等の実施状況	ICT分野の人材育成3,000人	22年度					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)				施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)												
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等												
5 郵政事業改革の推進	(政策19) 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展	日本郵政公社の監督の状況(命令、報告等)	—	18年度	総務省は、平成19年10月の郵政事業の民営化に向け、日本郵政公社の業務、資産等の承継に関する基本計画の策定等、制度を円滑に実施していくために必要な措置を講ずるほか、新会社の新規業務の実施に向けた準備を行い、新会社への円滑な移行を確保することとしている。また、「郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の経営状況等を報告させる等、必要な措置を命ずることとしている。しかし、これら一連の監督や制度の企画立案等については、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業はユニバーサルサービスを提供していくこととしており、空白市町村数を0として設定することにより、国民生活の安定向上を図る指標の一環として判断するものである。	民営化後の新会社への円滑な移行	郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究	各調査研究について所期の成果を達成	18年度	総務省は、平成19年10月の郵政事業の民営化に向け、日本郵政公社の業務、資産等の承継に関する基本計画の策定等、制度を円滑に実施していくために必要な措置を講ずるほか、新会社の新規業務の実施に向けた準備を行い、新会社への円滑な移行を確保することとしている。しかし、制度の企画立案については、当該年度の経済環境等日本郵政公社を取り巻く環境に応じて変化させるものであることから、郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究を主な指標とし、その調査研究の所期の成果の達成状況を本施策の進行管理の一助とするものである。	郵便認証司の任命等に係る事務	制度の企画・立案											
		郵政事業に係る制度の企画立案の状況	—	18年度										基本計画の策定等、制度を円滑に実施していくために必要な措置を講ずるほか、新会社の新規業務の実施に向けた準備を行い、新会社への円滑な移行を確保することとしている。また、「郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の経営状況等を報告させる等、必要な措置を命ずることとしている。しかし、これら一連の監督や制度の企画立案等については、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業はユニバーサルサービスを提供していくこととしており、空白市町村数を0として設定することにより、国民生活の安定向上を図る指標の一環として判断するものである。	公社の目標達成に向けた経営管理・営業推進体制の確立	日本郵政公社の監督の状況(命令、報告等)	郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究	各調査研究について所期の成果を達成	18年度	総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の経営状況等を報告させ、必要な措置を講ずることとしており、平成18年度においては、中期経営目標の達成に向けた生産性向上運動、調達コストの削減等の取組のほか、日本郵政公社を取り巻く環境や郵政事業に関する利用者動向・ニーズの把握・分析結果等を踏まえた行政により、日本郵政公社の経営基盤を強化することとしている。しかし、日本郵政公社の監督の状況については、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、制度の企画立案については、当該年度の経済環境等日本郵政公社を取り巻く環境に応じて変化させるものであることから、郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究を主な指標とし、その調査研究の所期の成果の達成状況を本施策の進行管理の一助とするものである。	諸外国の郵政事業に関する総合的な調査研究	業績評価、経営改善命令、制度の企画・立案	業績評価の公表
		郵便局配置空白市町村数	0	18年度										提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の経営状況等を報告させる等、必要な措置を命ずることとしている。しかし、これら一連の監督や制度の企画立案等については、あらかじめ定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業はユニバーサルサービスを提供していくこととしており、空白市町村数を0として設定することにより、国民生活の安定向上を図る指標の一環として判断するものである。									
(参考となる指標) 中期経営目標の目標値達成状況	※	※	(指標の現況) ○郵便局配置空白市町村数 0市町村(平成17年末)	郵便局ネットワークの活用	郵政事業の制度等の企画立案に必要な調査・研究	各調査研究について所期の成果を達成	18年度	平成18年度においては、ワンストップサービスや民間事業者との連携による郵便局ネットワークの活用状況を把握・評価するとともに、民営化後の郵便局に対して市町村・住民や利用者が期待する役割及び郵便局ネットワークの活用方策について調査し、経営資源の活用を推進していくこととしており、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理をするものである。	個人金融サービスに関する調査	制度の企画・立案													
	(政策20) 国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	UPU活動への人的、財政的貢献	職員1名派遣、最高分担等級50単位等級による連合の経費分担(1,968千スイスフラン、173百万円相当)	18年度	国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、積極的に会合等への参画とともに、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。	国際協調・貢献の推進	国際郵便関係機関等の会議の出席状況	年間3回以上	18年度	国際郵便分野に関し、二国間・多国間での課題を解決するためには、UPU管理理事会、UPU郵便業務理事会等の国際会議に我が国が積極的に参画し、加盟国と政策協調を図ることによって我が国政策を的確に反映し、実現することを可能とするとの観点から、同指標等を設定している。国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。	国際会議等への出席	万国郵便条約等の改正											
					(指標の現況) ○UPU活動への人的貢献 職員1名派遣(平成17年度) ○UPU活動への財政的貢献 1,968千スイスフランの経費分担(平成17年度)		UPU活動への人的、財政的貢献	職員1名派遣、最高分担等級50単位等級による連合の経費分担(1,968千スイスフラン、173百万円相当)		18年度	(指標の現況) ○国際郵便関係機関等への会議の出席状況 5回(平成17年度) ○UPU活動への人的貢献 職員1名派遣(平成17年度) ○UPU活動への財政的貢献 1,968千スイスフランの経費分担(平成17年度)												

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	達成状況			左記指標にかかる目標値	目標年度	達成状況	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等
5 郵政事業改革の推進	(政策21) 信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び郵便における競争の促進によるサービスの多様化	事業者数	—	—	—	<p>本政策は、平成15年4月の信書便法の施行により、適正な業務運営の下、事業者の創意工夫による多様なサービスが提供されることにより、利用者利便の向上が図られることを達成目標としている。</p> <p>また、信書便法施行以降、一般信書便事業の参入実績がないことを踏まえ、郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、郵便における一層の競争の促進によるサービスの多様化、国民への利益還元を実現するための制度を企画立案するもの。</p> <p>政策の指標としての事業者数については、実際にサービスを提供する主体及び利用者の選択機会を示すものであり、同法の目的とする利用者の選択の機会の拡大による利用者利便の向上の達成状況に測る客観的な指標としては妥当であると考えられるが、他方、同法に基づく事業への参入については、最終的に各事業者の判断に委ねられるべきものである点を考慮すると、行政として具体的な目標とすべき数値をあらかじめ設定することは必ずしも適切ではないと考えられる。また、事業者の参入状況については、提供される役務のみでは把握し得ない利用者利便の向上の達成状況を図る上での参考となる指標である。</p> <p>(指標の現況) ○事業者数 160社(平成17年度末)</p>	信書便分野の振興	信書便事業説明会の開催回数	各地方局1回以上	18年度	<p>本件施策に関し、事業者の参入を一層促進し、利用者の選択の機会の増加及び利便性の向上に資するため、各地方局において信書便事業説明会等の周知・広報活動を実施することとし、目標として年1回以上の実施を掲げたもの。</p> <p>また、周知・広報活動の効果を把握するため、信書便事業説明会への参加事業者数及び参加利用者(地方自治体)数を指標としており、参加事業者数については貨物自動車運送事業者数、参加利用者(地方自治体)数については人口5万人以上の地方自治体数を勘案して設定したものの、平成18年度においては、全国500者の参加を目標としている。</p> <p>なお、参加事業者に対しては、参入の手引きを配布することとしている。</p> <p>(指標の現況) ○信書便事業説明会の開催回数 各地方局1~2回開催(平成17年) ○信書便事業説明会への参加事業者数 144者(平成17年度) ○信書便事業説明会への参加利用者(地方自治体)数 227者(平成17年度)</p>	信書便事業者に対する監理	諸外国における郵便及び信書便事業の規制及び動向調査	説明会の開催 申請マニュアルの調製・配布
		(参考となる指標) 事業者の参入状況	※	※	※		全国500者	18年度						
		(参考となる指標) 郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	※	※	※									
						郵便における民間参入の条件と競争政策の在り方等について研究	研究会の開催	報告とりまとめ	18年度	<p>一般信書便事業については参入実績がないことを踏まえ、郵便における一層の競争の促進によるサービスの多様化、国民への利益還元を実現するための制度を企画立案するため、研究会を開催し、検討を行う。</p>				
						郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案	郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	—	18年度	<p>研究会の報告を踏まえ実施する、郵便における一層の競争の促進のための制度(法的措置を含む)の企画立案の状況を指標とする。</p>		<p>報告を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p>	研究会の議事要旨等の公表	

分野	政策 (実績評価対象政策)		左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			施策	左記施策の主な指標				左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
	左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値	目標年度		施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等			
6 国民の安心・安全の確保	(政策22) 火災・災害等による被害の軽減	発生件数、死者数(火災)	死者数の軽減	18年度 (17年度)	火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化・天災等に左右される部分が多いため、前年度より死者数等を軽減することを毎年度の目標にするものである。 (指標の現況) (火災) ○発生件数 16年中 60,387件 ○死者数 16年中 2,004人 (災害) ○死者・行方不明者数 16年中 259人	火災予防対策の強化	住宅火災による死者数(放火自殺者等除く。以下同じ。)	住宅火災による将来の推定死者数に対する実際の死者数の減少割合	18年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す住宅火災による死者数(年齢別将来推計人口等)に基いて算出される将来の推定死者数に対して、実際の死者数がどの程度減少したのかを測る)、小規模雑居ビルにおける消防法令違反率等について、毎年度低減を図ることを施策の進行管理の目標とする。	住宅防火対策の普及促進に要する経費等 消防法等に係る違反是正指導等に要する経費 危険物施設の事故防止対策等の推進に要する経費等 「やや長周期地震動」に対する浮き屋根式屋外タンクの耐震性確保のための設計手法の開発	消防法	普及啓発、災害情報の提供等 消防白書の作成・公表
		発生件数、死者数(災害)	被害の軽減	18年度 (17年度)			小規模雑居ビルにおける消防法令違反率	違反率の低減(対17年度比)	18年度				
							地域防災力の強化	緊急消防援助隊の隊数	概ね4,000隊	20年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す緊急消防援助隊の隊数等について、施策の進行管理の目標とする。目標値、年度は現状等を勘案し設定したものである。消防団員数については、将来的に100万人(うち女性10万人)を目指す。	消防補助金等	消防組織法
						自主防災組織の組織率	75%	20年度					
	(政策23) 国民保護体制の整備	市町村国民保護計画の策定率	100%	18年度	有事・テロ等において国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な国民保護体制の整備状況について、国民保護計画の策定率を指標とするものである。目標年度は国が平成16年度中に基本指針を策定する予定であることなどを考慮して左記のとおり定めた。	地方公共団体における対応力の強化	都道府県・市町村における訓練の実施率	実施率の向上(対17年度比)	18年度	国民保護体制の整備への貢献の状況を示す都道府県・市町村における訓練の実施率等について毎年度向上を図ることを施策の目標とする。	国庫負担金		消防白書の作成・公表
						防災行政無線の整備率	同報系75%	20年度	(指標の現況) ○防災行政無線(同報系)の整備率 70.1%(平成16年度末現在)				
	(政策24) 救命率の向上	救命率	救命率の向上	18年度 (17年度)	救命率の向上については、搬送にいたるまでの処置状況、症状等に応じて救命率が大きく異なってくることを考慮し、前年度より救命率を向上させることを目標にするものである。 (指標の現況) ○心肺停止傷病者の救命率 6.7%(平成16年中)	救急業務の充実・高度化	救急救命士の数	全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置	20年度	救命率の向上への貢献の状況を示す救急救命士の数等について施策の進行管理をするものである。目標年度は現状等を勘案し設定したものである。 (指標の現況) ○救急救命士として運用されている救急隊員数 15,317人(平成17年4月1日現在) ○救急救命士を運用している救急隊の割合 78.2%(平成17年4月1日現在) ○救急自動車に占める高規格救急自動車の割合 68.4%(平成17年4月1日現在)	消防補助金等	消防法	講習の実施等 消防白書の作成・公表
						救急資機材の整備状況	全救急隊の85%の隊(救急救命士が配置された救急隊)に高規格救急自動車を配置	20年度					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)			施策	左記施策の主な指標			左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制 度	情報提供等	
6 国民の 安心・安全の 確保	(政策25) 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供	統計行政の基本的事項の企画・立案、統計の体系的整備及びこれら統計調査の円滑な実施	—	19年度	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を実現するためには、その主要分野である右記各施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標及び目標値により評価するものである。	統計法制度の見直しの検討状況	—	19年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査に関する審査・調整の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。	統計法、統計報告調整法	統計調査の審査・調整	
		<ul style="list-style-type: none"> 統計法制度の見直しの検討状況 指定統計調査及び承認統計調査の審査による改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む。) 「事業所・企業データベース」を利用して重複は正が図られた調査数 地方公共団体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になった」または「参考になった」と回答した者の割合) 統計調査員任命数に占める登録調査員の割合 統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 国際会議等への参画状況及び成果 	20調査(程度)	18年度	(指標の現況) ○「事業所・企業データベース」を利用して重複は正が図られた調査数 14件(平成16年度)	「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数)	25回(程度)	18年度	(指標の現況) ○指定統計調査及び承認統計調査の審査件数(平成16年度) ・指定統計調査 26件 ・承認統計調査 121件 ○「統計行政の新たな展開方向」の推進等に関する検討状況(会議の開催回数) 46回(平成16年度)	「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月閣議決定)	産業連関表の作成 産業界並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令 標準統計分類の策定	
		統計調査の実施及び統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況	統計調査等の実施: 11件	18年度	○地方公共団体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(平成16年度) ・登録調査員中央研修 74.8% ・地域ブロック別登録調査員研修 73.7%	産業連関表を作成するための調整状況 ・平成17年(2005年)産業連関表を作成するための部門の概念・定義・範囲の設定、基礎資料の収集・整備等に関する調整状況(会議の開催回数)	25回	18年度	○産業連関表を作成するための調整状況 ・平成2-7-12年接続産業連関表を作成するための部門の設定、計数推計、計数調整、結果公表等に関する調整状況(会議の開催回数) 27回(平成16年度)	「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)		
		統計調査結果の提供状況	—	—	○統計調査員任命数に占める登録調査員の割合 78.4%(平成16年度) ○統計データフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 79.4%(平成16年度) ○統計調査等の実施状況 10件(平成17年度) ○ファイル数: 約108万件(平成17年11月末現在) ○アクセス件数: 約226万件(平成17年4月~11月)	標準統計分類の改定等のための調整状況 ・標準産業分類を改定するための調整状況等(会議の開催回数)	25回	18年度	○標準統計分類の改定等のための調整状況 ・標準産業分類を改定するための調整状況等(会議の開催回数) 6回(平成16年度) ○「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数 81件(平成16年度)			
		ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数等	ファイル数: 約130万件 アクセス件数: 約270万件	18年度	○統計データフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合 79.4%(平成16年度) ○統計調査等の実施状況 10件(平成17年度) ○ファイル数: 約108万件(平成17年11月末現在) ○アクセス件数: 約226万件(平成17年4月~11月)	「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数	100調査(程度)	18年度	○「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数 81件(平成16年度)			
					統計行政の基本的事項の企画・立案及び社会・経済の実態に対応した統計作成のための調整	統計法制度の見直しの検討状況	—	19年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査に関する審査・調整の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。	統計法、統計報告調整法	統計調査の審査・調整	
					統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保	地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の実施状況	受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になった」または「参考になった」と回答した者の割合) (地方公共団体の職員) 100% (登録調査員) 80%	18年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す地方公共団体への支援の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。	統計専任職員配置費	「統計の日」(昭和47年7月閣議了解)	地方統計主管組織への支援
					登録調査員の確保状況	登録調査員の確保状況	登録基準数に対する登録比率 100%超	18年度	(指標の現況) ○地方公共団体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(平成16年度) ・地方公共団体の職員研修 98.5% ・登録調査員中央研修 74.8% ・地域ブロック別登録調査員研修 73.7%			各種行事の実施・支援
					「統計の日」に関連した普及・広報活動実績	「統計の日」に関連した普及・広報活動実績	官庁統計シンポジウムの参加者数 200人(程度) 統計データ・グラフフェアの入場者数 3000人(程度)	18年度	○登録調査員の確保状況 登録基準数に対する登録比率 112.6%(平成16年度) ○「統計の日」に関連した普及・広報活動実績 官庁統計シンポジウムの参加者数 260人(平成16年度) ○統計データ・グラフフェアの入場者数 2,600人(平成16年度)			

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (又は、参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標			施策の指標及び目標の設定についての考え方	左記施策の主な実施手段(一定のものは事業評価を実施)						
			左記指標にかかる目標値	目標年度 (基準年度)				左記指標にかかる目標値	目標年度	予 算		制 度	情報提供等					
6 国民の安心・安全の確保	(政策25) 続き 社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供						統計に関する国際協力の推進	国際比較可能データの提供 提供数 200件(程度)	18年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す国際協力の状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。 (指標の現況) ○国際比較可能データの提供 提供数 177件(平成16年度) ○統計関係国際会議への対応状況(平成16年度) 出席件数 14件 出席者数 16人				統計関係国際会議への対応状況 出席件数 10件(程度) 出席者数 15人(程度)	18年度	国際比較可能データの提供 統計関係の国際会議への参加		
							国勢の基本に関する統計の作成	統計調査の実施状況 ・毎月実施 7件 ・四半期に1回実施 1件 ・年1回実施 1件 ・5年に1回実施 2件	統計調査等の実施件数 ・毎月実施 7件 ・四半期に1回実施 1件 ・年1回実施 1件 ・5年に1回実施 2件					18年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査の実施状況及び社会経済情勢の変化を踏まえた国勢調査の改善や統計整備などについての有識者による検討会等を通じた検討状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものである。 (指標の現況) ○統計調査の実施件数 ・毎月実施 7件 ・四半期に1回実施 1件 ・年1回実施 1件 ・5年に1回実施 1件 (平成17年度)		統計調査の企画・立案	
							統計情報の的確な提供	統計調査結果の提供状況 ・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数 ・統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 ・各府省共同利用型データベースの収録統計表数及びアクセス件数 ・総合統計書の刊行	ファイル数:約130万件 アクセス件数:約270万件 アクセス件数:約90万件 収録統計表数:約13万表 アクセス件数:約14万件 年刊6冊、月刊1冊					18年度				
(政策26) 受給者の生活を支える恩給行政の推進	(参考となる指標) 毎年度の受給者数、毎年度の恩給年額 受給者等の恩給に対する理解度 受給者等の支給手続上の負担軽減度	※ ※ ※	※ ※ ※	恩給年額の適正な改定	恩給改定措置予算案の作成 恩給法改正法案の国会提出	— —	— —	恩給年額の適正化を図るためには、物価、公務員給与等の諸事情を総合的に勘案し、改定措置が必要と認められる場合は、予算案の作成、恩給法改正法案の国会提出を行うことが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。	恩給年額改定の企画・立案									
							受給者等に対するサービスの向上	恩給相談件数 広報資料の配布部数 住民基本台帳ネットワークの活用件数 恩給請求の処理期間	— 約114万部 延べ約456万件 前年度の処理期間	18年度 18年度 18年度	受給者等に対するサービスの向上を図るためには、受給者等の恩給に対する理解の向上を図るとともに、受給者等の負担軽減に努めることが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。左記目標値及び目標年度については、過去の実績等を勘案したものである。 (指標の現況) ○広報資料の配布部数 約126万部(16年度) ○住民基本台帳ネットワークの活用件数 約505万件(16年度) ○恩給相談件数 約31万件(16年度)	住基ネット利用 最適化計画の実施	最適化計画の実施	広報資料の作成・配布 恩給相談の充実				

※ 目標の達成状況を的確に測定できる指標がないものについては、「参考となる指標」の状況を示すことにより当該政策に係る現状や課題等を明らかにして評価することとしている。したがってこれらの指標については、目標値及び目標年度を設定していない。